

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）をみると、丙午（ひのえうま）の昭和 41 年を下回った平成元年の「1.57 ショック」以後も低下を続け、平成 15 年には過去最低の 1.29 となり、少子化が一層進行しています。

こうした少子化の背景として、女性の社会進出や若い世代の価値観の多様化などによる晩婚化や未婚化に加えて、子どもを産み育てる環境の変化、子育てにかかる保護者の精神的・身体的負担や経済的負担、雇用不安などによる夫婦の出生力そのものの低下が指摘されています。

このような状況を改善するため、国において平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体及び常時雇用する労働者の数が 300 人を超える企業に次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられ、今後 10 年間の集中的・計画的な取り組みが推進されていくことになりました。

本市においても、少子化の傾向は例外ではなく、人口は増加しているものの、年少人口については年々減少を続けています。

本市では、平成 9 年 3 月に「すこやか Land21（焼津市児童育成計画）」を策定し、心身ともに健康で個性豊かな子どもの育成に努めてきましたが、子どもと子育て家庭を取り巻く様々な環境の変化に対応し、今後さらに子育てしやすいまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、子どもが生まれ、社会の一員として成長する過程を総合的に支援するとともに、市民、地域、行政が連携し、地域社会全体で次世代の育成に取り組んでいくための指針として、「焼津市次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

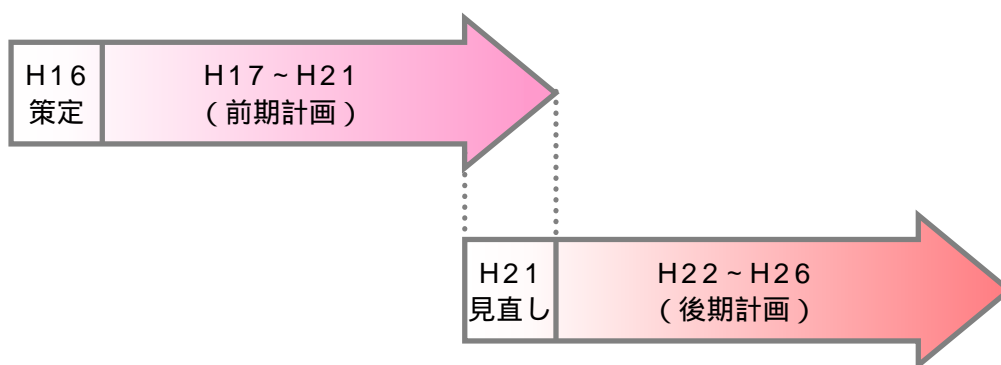
2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、また、第4次焼津市総合計画の基本的な理念を受け、「すこやか Land21（焼津市児童育成計画）」、「やいづいきいきプラン 21（保健計画）」、「ふれあいタウン 21（障害者計画）」、「やいづ未来創造プラン（男女共同参画行動計画）」などを踏まえ、子どもが生まれ育っていくライフステージに関する多様な分野と連携し整合を図りながら、今後の焼津市の少子化対策・子育て支援に関する取り組みを推進する総合的な指針となるものです。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

この計画は、平成17年度（2005年度）を初年度とし、平成21年度（2009年度）までの5年間の前期計画とします。そして、平成21年度に計画の見直しを行い、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間の後期計画を策定します。



児童福祉法では満18歳に満たない者を「児童」、学校教育法では満6歳から満12歳までの子女を「学齢児童」、小学校等の課程を修了し満15歳までの子女を「学齢生徒」と定義していますが、本計画においては、満18歳までの全ての者（在住外国人を含む）を「子ども」、小学生を「児童」、中学生を「生徒」と定義しています。ただし、「具体的な取り組み」の中の事業において、法令に基づく表記をしている箇所はこの限りではありません。